

天城町農業委員会 5 月定例総会議事録

1 開催日時 令和 6 年 5 月 1 5 日 (水) 1 3 時 3 0 分

2 場 所 天城町役場 別館会議室

3 出席委員 1 8 名

番号	集 落	氏 名	番号	集 落	氏 名
1	与名間	前田 真智子	11	平土野	里村 清志
2	松原西区	中島 正博	12	兼久	平野 勝哉
			13	兼久	上松 初美
4	松原上区	麓 福太郎	14	大津川	寶山 照助
5	前野	池上 雄二	15	瀬滝	奥 好生
6	岡前	小林 耕作	16	瀬滝	吉川 貴也
7	浅間	勝尾 真一	17	当部	岩元 聡
8	浅間	元田 秀満	18	三京	若山 秀也
9	天城	貞山 博一	19	西阿木名	仲 公男
10	天城	永井 学			

4 欠席委員
3 番 政 弘幸

5 事務局 2 名

番号	役 職	氏 名	番号	役 職	氏 名
			2	主任	中山 一輝
3	主任	中島 大地			

6 参加者 0 名

番号	所 属	氏 名

7 会次第

(1) 会長あいさつ

(2) 議事事項

- ・議事録署名委員の指名について
- ・会期の決定について
- ・議案第 3 号 農地法第 3 条許可申請について
- ・議案第 4 号 農地法第 4 条許可申請について

(3) 報告事項等

- ・その他 (協議会等)

(次第書) 令和6年5月15日(水) 開議13時30分～

(事務局) 配付してある資料の確認をお願いします。

定刻となりましたので、定例総会を始めたいと思います。
仲会長、よろしくお願いします。

仲会長のあいさつ

(あいさつ後着席して定例総会に入る。)

(仲会長) 事務局の芝局長が出張のため、本日は欠席となります。
本日の定例総会に、(政) 委員から欠席届が出ており、これを承認してあります。

ただいまの出席委員は(18 人)であります。過半数以上の出席ですので、本定例総会は成立いたしました。

これから、令和6年5月天城町農業委員会定例総会を開会します。

それでは、議事日程に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名を行ないます。

議事録署名委員は、会議規則第18条の規定により、池上委員、麓委員を指名します。

日程第2 会期決定の件を議題とします。

本日の定例総会会期は、本日1日にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者多し。）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日と決定しました。

次に、本日の議案日程は、お配りしてありますとおりを予定としております。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者多し。）

ご異議なしと認めます。

日程第3 議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局に申請番号9番から16番までの説明を求めます。

（事務局の説明）

それでは、本案に対する担当委員の調査報告を求めます。

順次、譲渡人、譲受人、土地の順にそれぞれ報告をお願いします。また、参考資料等ページ番号もお願いします。

それでは、申請番号9番について、担当委員の調査報告を求めます。

宝山委員お願いします。

宝山委員

申請番号9番、譲受人は譲渡人の甥になります。参考資料の1ページになりますけども、このあたり大津川となっておりますが、兼久美名田の字もございます。兼久のゴルフ場がありますが、これを南の方にいきますと三京のダムに向かうところです。逆に南側から見てですね、番号が振ってある場所の手前側にお茶畑がございます。それから一つ目の道路がありまして奥ばった所に畑があって、途中まではサトウキビが植えてあって大型トラックが入れますが、ここの場所的にはですね圃場の近くまで軽トラックでしかいけない所でございます。周囲は町有地になってまして、50年以上ですね。譲受人のご家族が耕作をしてきている所でございます。現在は里いもが植えられています。特に境界に問題はないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

（「質疑なし。」と呼ぶ者あり。）

（質疑なしの場合）

質疑なしと認めます。

（質疑があった場合）

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから、申請番号９番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

（「全員」挙手あり。）

賛成多数。

よって、申請番号９番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号１０番について、担当委員の調査報告を求めます。

小林委員、お願いします。

小林委員

申請番号１０番について説明します。譲受人と譲渡人に縁故関係はありません。参考資料の２ページをご覧ください。カーシティから右手に入って、牛舎の隣側になります。境界等もはっきりしていて何ら問題ないと思います。皆様のご審議をお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

（「質疑なし。」と呼ぶ者あり。）

（質疑なしの場合）

質疑なしと認めます。

（質疑があった場合）

他に質疑ございませんか。

これで質議を終わります。

これから、申請番号１０番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

（「全員」挙手あり。）

賛成多数。

よって、申請番号１０番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号１１番について、担当委員の調査報告を求めます。

奥委員、お願いします。

奥委員

申請番号１１番について、ご説明します。参考資料３ページになります。譲渡人と譲受人は遠戚関係になります。場所は兼久小学校の体育館がありまして、それから西側に行った所に一つあります。もう一つは西側の海のつきあたりにいきますと、もう１ヶ所あります。２筆とも畑総事業が入ってまして境界もはっきりしています。ご審議のほどよろしくお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

（「質疑なし。」と呼ぶ者あり。）

（質疑なしの場合）

質疑なしと認めます。

（質疑があった場合）

他に質疑ございませんか。

これで質議を終わります

これから、申請番号１１番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

（「全員」挙手あり。）

賛成多数。

よって、申請番号１１番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号１２番について、担当委員の調査報告を求めます。

貞山委員、お願いします。

貞山委員

はい、申請番号１２番について説明いたします。譲渡人、譲受人は縁故関係はありません。場所は参考資料４ページをご覧ください。Ｔ果樹園のハウスがあって、そこから４番目にある棚になります。境界等もはっきりしてるので何ら問題ないと思います。皆様のご審議よろしくお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

（「質疑なし。」と呼ぶ者あり。）

（質疑なしの場合）

質疑なしと認めます。

（質疑があった場合）

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから、申請番号１２番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

（「全員」挙手あり。）

賛成多数。

よって、申請番号１２番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号１３番について、担当委員の調査報告を求めます。

平野委員、お願いします。

平野委員

はい、申請番号１３番の説明をします。参考資料の５ページをご覧ください。譲渡人と譲受人の縁故関係は譲受人の親と譲渡人が親戚付き合いをしているみたいです。場所は堆肥センターから兼久集落に抜ける２キロくらいの所を北側にな

ります。現在、サトウキビが植えられていますが何ら問題はないと思います。皆様のご審議をお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

（「質疑なし。」と呼ぶ者あり。）

（質疑なしの場合）

質疑なしと認めます。

（質疑があった場合）

他に質疑ございませんか。

これで質議を終わります。

これから、申請番号13番について、採決します

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

（「全員」挙手あり。）

賛成多数。

よって、申請番号13番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号14番について、担当委員の調査報告を求めます。

中島委員、お願いします。

中島委員

はい、申請番号14番について説明いたします。譲渡人と譲受人は縁故関係はありません。参考資料の6ページをご覧ください

ください。松原の港橋から与名間方面に向かって、先にカーブがあるんですが、カーブの隣になります。この場所は十数年前に譲受人の父親が購入していたんですが、登記されていなく父親がなくなったものですから、今回のゴールデンウィークの時に譲渡人が里帰りしてまして、一緒にその畑の場所を確認したいと来たんですが、それで現地確認しまして、この場所で間違いないということになりました。なんら問題はないと思いますが、この場所の上にある建物が譲受人の実家になります。その隣なので境界等もブロックで仕切られているため問題ないと思いますが、皆様のご審議よろしく願いいたします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

（「質疑なし。」と呼ぶ者あり。）

（質疑なしの場合）

質疑なしと認めます。

（質疑があった場合）

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから、申請番号14番について、採決します
お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

（「全員」挙手あり。）

賛成多数。

よって、申請番号１４番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号１５番について、担当委員の調査報告を求めます。

若山委員、お願いします。

若山委員

はい、申請番号１５番について説明します。譲渡人、譲受人に縁故関係はございません。場所は三京のセリ市場に向かいまして右側になります。ここが以前より譲受人のほうで草を植えて管理されています。境界等もしっかりしていて特に問題ないと思います。皆様のご審議よろしくお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

（「質疑なし。」と呼ぶ者あり。）

（質疑なしの場合）

質疑なしと認めます。

（質疑があった場合）

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから、申請番号１５番について採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします

ます。

（「全員」挙手あり。）

賛成多数。

よって、申請番号１５番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号１６番について、担当委員の調査報告を求めます。

奥委員、お願いします。

奥委員

申請番号１６番について説明いたします。参考資料の８ページになります。譲渡人と譲受人は親子関係になります。場所は瀬滝の構造改善センターから西側にまっすぐ直線に行った所に二筆くっついております。畑総事業も入ってまして、何ら問題ないと思いますのでご審議をよろしくお願いします。

これから、本案に対する一括質疑に入ります。

（「質疑なし。」と呼ぶ者あり。）

（質疑なしの場合）

質疑なしと認めます。

（質疑があった場合）

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから、申請番号１６番について採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

（「全員」挙手あり。）

賛成多数。

よって、申請番号１６番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

日程第４ 議案第４号 農地法第４条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局に申請番号１７番の説明を求めます。

（事務局の説明）

それでは、申請番号１７番について、担当委員の調査報告を求めます。

元田委員、勝尾委員、お願いします。。

元田委員

申請番号１７番について説明します。申請事由が農家住宅建設のためとあります。そのことについて昨年の１２月にですね。本人と私と勝尾委員、奥委員この４名で現地確認をいたしました。この現地はですね、県道の天城、松原線を空港入口より松原の方向に行きますと先代の町長の所、四つ角がございますが、その四つ角を海側に役１キロ言った先の右手

の方にですね、〇興業さんの事務所がありますけども、その裏手側になります。昨年の１２月に行った現地調査を行った時はサトウキビが植えてありました。周りもブロック塀で囲われていて境界もしっかりしていて何ら問題はないと思います。皆様方の審議をよろしくお願いいたします。

（ 勝尾 ） 委員補足説明はありませんか。

勝尾委員

参考資料の９ページになりますけど、北側のほうが実家になりますので何ら問題はないと思われま。皆様のご審議よろしくお。願。い。し。ま。す。

これから、本案に対する質疑に入ります。

（「質疑なし。」と呼ぶ者あり。）

（質疑なしの場合）

質疑なしと認めま。

（質疑があった場合）

他に質疑ございませ。ん。か。

これで質議を終わります。

これから、申請番号１７番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

（「全員」挙手あり。）

賛成多数。

よって、申請番号１７番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

この案件は、許可意見として県常設審議委員会に諮問します。

日程第６ 諸報告を行います。お手元に配布してありますのでお目通し願います。

以上で、諸報告を終わります。

以上で、議事日程を終了し、協議会に入ります。

（協議会）

協議事項、意見等ございませんか。

事務局から連絡等ありませんか。

（事務局の連絡等）

（事務局） それでは、事務局より連絡事項を申し上げます。

事務局からは以上です。

（仲会長） 次回の定例総会は、６月１７日、月曜日を予定しています。

以上で、協議会を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

令和6年5月天城町農業委員会定例総会を閉会します。

閉会 13 時 55 分